

コメントの概要及びそれに対する金融庁の考え方

1. 15条2項及び19条4項関係

| コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|---|--|
| <p>本年1月13日の最高裁判決は、判決理由のすり替えがある明白な誤判であるから、施行規則15条2項及び19条4項は維持されるべきであって、削除するのは不適切である。仮に、改正された場合、リボ契約における18条書面で「契約年月日」や「貸付金額」を記載することが事実上不可能であることから、リボ契約自体が減殺されてしまう。これは、「契約の自由」を奪うものであり、正に違憲である。</p> | <p>本改正は、本年1月13日の最高裁判決において、貸金業規制法18条1項で受取証書に記載すべきとされている契約年月日、貸付けの金額などの記載を契約番号その他により代替できるとした貸金業規制法施行規則15条2項の規定が、法の委任の範囲を超えた違法なものであるとされたことを受けて行うものです。したがって、経過措置は設けないこととしました。</p> <p>また、同規則19条4項は、貸金業規制法21条2項において支払催告書面に記載すべきとされている契約年月日、貸付けの金額などを契約番号その他により代替できるとしており、規則15条2項と同様の規定となっていることから、今回、同項の改正とあわせて削除することとしました。</p> |
| <p>過去22年間15条2項の代替規定についてのクレームはない。過去に遡って適用されるのか。</p> <p>本改正案の適用にあたっては、公布から施行まで猶予期間を設け、罰則を受けないようにして欲しい。</p> | |
| <p>クレジットカードキャッシングにおいては、「契約年月日」、「貸付金額」を受取証書(18条書面)に記載するのは物理的に困難である。</p> <p>改正案が適用されれば、莫大なシステム構築費用がかかり、カード会員へのサービス低下を招く。結果的に商店街の売上減少につながり、地域消費社会に悪影響を与える。</p> | |
| <p>以下の理由から、貸金業規制法施行規則19条4項の削除には反対である。</p> <p>まず、貸金業規制法21条2項が設けられたのは、「振り込め詐欺」における「架空請求」と真正な債権者の請求を明確に区別するためであり、その過程で、真正な債権者に過大な負担を掛けないとの趣旨で内閣府令(施行規則19条4項)が設けられたものである。さらに、当内閣府令が削除された場合には、総合割賦購入あっせん業者(クレジットカード会社)は、クレジットカード代金回収業務の一部停止を余儀なくされる(ショッピングクレジット代金とキャッシング利用代金は、併せて請求されることから)。</p> | |

| | |
|--|---|
| <p>リボ契約の場合、「包括契約日」、「最終貸付け後の残高」と「最終貸付日」を記載すればよいか。</p> | |
| <p>包括契約に基づく貸付けの場合、「契約年月日」は、基本契約を締結した年月日を記載するのか、個々の貸付けの年月日を記載するのか。「貸付けの金額」は、個々の貸付けの金額のうち、最新(直近)の貸付けの金額か、従前の債務と最新の貸付けを合計した総残高を記載するのか。</p> | <p>18 条書面においては、弁済に対応する全ての貸付けについて、契約年月日と貸付けの金額を記載する必要があります。また、資金需要者の便宜のため、直前の貸付け後の残高の記載が望ましいと考えられます。</p> |
| <p>包括契約を締結した日及び当該包括契約に基づく貸付けを実行した日を「契約年月日」として全て記載し、また、契約年月日ごとの「貸付けの金額」を記載することになると思われる。一方、包括契約の契約条項や取扱いの実務によっては、再契約、更改等により、これとは異なる「契約年月日」、「貸付けの金額」を表示する考え方も存在すると考えるが、考え方を明確にしていきたい。</p> | <p>なお、リボルビング貸付けにおいて、個別の貸付けを行う際、当該貸付額と既存の貸付残高との合計額を新たな貸付金額とすることとしている場合には、弁済の直前の貸付けの年月日、及び当該貸付け後の残高(合計の貸付金額)を記載することが必要となります。また、包括契約の年月日についても記載が望ましいと考えられます。</p> |
| <p>施行規則 15 条 2 項の改正にあたっては、「契約年月日とは従前の契約を含む貸主、借主間のすべての契約年月日を含む」との文言を追加的に盛り込むべきである。</p> | |
| <p>ATM コーナーのゴミ箱には相当数の明細が捨てられている。氏名等が記載されるようになると問題ではないか。</p> | <p>受取証書(18 条書面)に記載すべき債務者の商号、名称又は氏名については、本改正後も引き続き契約番号などにより代替することができます。</p> |

2. 期限の利益喪失条項関係

| コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|--|--|
| <p>利息制限法の利率を超えない範囲で有効という改正は、一方的なことに感じ、貸金業者の業務と運営の範囲を著しく狭くしすぎる。</p> | <p>利息制限法 1 条 1 項に規定する利率を超える利息にかかる期限の利益の喪失の定めは、本年 1 月 13 日の最高裁判決で無効と判示されています。今回の改正は、契約時等の書面における期限の利益の喪失の定めに関する記載について、この点の明確化を図ることにより、貸金業者と資金需要者との紛争を避けること等を目的としています。</p> <p>また、利息制限法の制限利率の範囲内の金利を明示し、その上で期限の利益の喪失の定めを置いている場合は、本改正における利息制限法 1 条 1 項に規定する利率を超えない範囲において効力を有する旨の記載をしていると判断されま</p> <p>なお、今回の改正で必要となる追加的な記載をもって、直ちに支払いの任意性を満たすという趣旨ではありません。</p> |
| <p>三権分立を崩す契約自由に対する過度な規制や利息制限法に規定された金利内での貸付けのみを許容するといった規制を府令で行うことと同じであり、利息制限法 1 条 2 項の存在を全く無視するものである。</p> | |
| <p>貸金業者はグレーゾーンで営業することを認められているものであり、これを否定する改正は認められない。</p> | |
| <p>普通に営業している業者からみればレアケースと思われる判例に対して過剰反応しているとしか見えない部分が多い。健全な業者に対しても同じ貸金業者ではないかといった短絡的な一方的な規制は止めて欲しい。</p> | |
| <p>期限の利益があるからこそ資金需要者は守られている。今回の改正により、期限の利益の存在自体が無意味になって貸金業者から守られる術が無くなってしまう。</p> | |
| <p>本改正は、43 条のみなし規定があることを前提に貸金業者が努力によって利用者と裁判上の争いもなく安定した取引関係を維持していることを阻害するものであり、債務者の任意性が担保されるわけではない。</p> <p>司法判断に追随している。</p> <p>法の委任の範囲を逸脱している。</p> | |
| <p>平成 18 年 1 月 24 日最高裁判決に付された上田裁判官の意見を無視した改正である。</p> <p>三権分立に反する。</p> | |
| <p>利息制限法 1 条 2 項を記載せずに 1 項だけを記載させるのは不公平である。</p> | |
| <p>内容が不明確、不十分であり、43 条の要件を認めやすくするものであるから反対である。</p> | |
| <p>43 条の撤廃に向けた議論を先行させるべきであり、規則の拙速な改正には反対する。</p> | |

| | |
|---|--|
| <p>ATM のジャーナルにも規則を適用すると実質的にみなし弁済の途を閉ざすことになる。利息制限法の上限を改変すべき。</p> | <p>利用者への情報提供の観点から、ATM を利用した取引に係る交付書面についても同様の記載が必要となります。</p> <p>なお、今回の改正は、既に記載事項とされている「期限の利益の喪失の定めがある旨及びその内容」にかかる記載の明確化を図るものであり、記載項目を追加するものではありません。</p> |
| <p>いくら返済をすれば期限の利益を喪失しないかが明らかではない。</p> | <p>今回の改正は、近時の最高裁判決を受けて、期限の利益の喪失の定めが利息制限法 1 条 1 項に規定する利率の範囲においてのみ効力を持つ旨の記載を求めるものです。</p> |
| <p>期限の利益喪失後に残債務の一括弁済を請求する場合にのみ適用があるのか、残債務の一括弁済を請求せず遅延損害金の支払を請求する場合についても適用があるのか。一括完済を禁止したほうが需要者の利益の保護になる。</p> | <p>本改正は、期限の利益の喪失の定めが適用される利息の範囲について明確化を図るものであるため、お尋ねのケースについてはいずれも適用されます。</p> |
| <p>利息制限法以上の利息の支払いが一度でも無かった場合、期限の利益を喪失するという内容の条項を含む契約をすれば 17 条違反となるのか。</p> <p>違反した場合 36 条の業務停止処分などの適用を受けるのか。</p> <p>「最低でも利息制限法の利息を支払えば期限の利益を喪失しない」旨の契約をすれば 43 条 1 項のみなし弁済が適用されるのか。</p> | <p>本改正の施行後に、利息制限法 1 条 1 項に規定する利率を超える利息の支払いの履行遅滞があった場合に期限の利益を喪失する旨の規定を含む書面を交付すれば、貸金業規制法 17 条違反として同法 36 条の業務停止処分などの対象となることがあります。</p> <p>個別の事案で、貸金業規制法 43 条 1 項のみなし弁済規定が適用されるか否かは、契約書の文言や貸金業者の債務者に対する説明内容などの具体的な事情に基づく総合的判断により支払いの任意性の有無が認定されるほか、43 条 1 項所定のその他の要件について判断されることとなります。</p> |
| <p>契約条項に期限の利益喪失の定めがないときには、今回の改正条項は適用されないのか。</p> | <p>貴見のとおりです。</p> |

| | |
|---|--|
| <p>解釈に齟齬が生じないようにするため、「利息制限法1条1項に定める利率を超えて貸付を行っている場合に限る」などの除外文言を追加して欲しい。</p> | |
| <p>利息制限法内での貸付契約や引き直し請求に対し円滑に対応している貸金業者の貸付契約においても一律に追加を求めるものであり、契約書類の差替えという事務及び経済的負担が求められることになるので取りやめていただきたい。</p> | <p>利息制限法の制限利率の範囲内の金利を明示し、その上で期限の利益の喪失の定めを置いている場合は、本改正における利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲において効力を有する旨の記載をしていると判断されます。</p> |
| <p>「法17条1項4号の貸付の利率が利息制限法1条1項に規定する利率を超えるときは、これを超えない範囲においてのみ効力を有する旨を含む」と修正すべきである。</p> | |
| <p>現在の帳簿残高に対して利息制限法所定の割合で計算した利息の支払に満たなかった場合に期限の利益を喪失すると考えるのか。それとも利息制限法の上限金利の超過部分を元本に充当した後の残高に対する利息制限法所定の割合で計算した利息の支払に満たない場合を指すのか。</p> | <p>今回の改正では、期限の利益の喪失の定めがある場合、利息制限法1条1項に規定する利率を超えない範囲においてのみ効力を有する旨の記載を求めています。なお、同期限の利益の喪失の定め適用にあたっての利息の計算においては、利息制限法の趣旨を基本とするとともに、貸金業規制法43条1項のみなし弁済規定の適用の状況をも考慮する必要があると考えられます。</p> |
| <p>利息制限法1条1項に規定する利率を超えない年率を示すことで規定を充足するのか、それとも、その年率が利息制限法に基づくものであることを文章で明示する必要があるのか。</p> | <p>利息制限法1条1項に規定する利率を超えない一定の利率の範囲においてのみ、期限の利益の喪失の定めが効力を持つ旨表示することも可能です。</p> |
| <p>利息制限法1条1項だけでなく、「同法4条1項に規定する利率をも超えない範囲」と規定するのが望ましい。</p> | <p>今回の改正は、利息の支払に関する期限の利益の喪失の定めについて規定したものです。これに対して、利息制限法4条1項は賠償額についての規定であり、本改正とは無関係と考えられます。</p> |
| <p>同付記事項をもって、ただちに、支払の任意性を満たすという趣旨ではないことを明記すべき。</p> | |
| <p>規則を遵守することにより、かえって弁済の任意性が確保されるかのような誤解を生むことになり、にわかに賛成しがたい。</p> | <p>今回の改正で必要となる追加的な記載をもって、直ちに支払の任意性を満たすという趣旨ではありません。</p> |

| | |
|---|---|
| <p>貸金業規制法において、利息支払の任意性と利息制限法適用原則についての義務も規定もないのに、規則において義務化することは法の委任の範囲を超える。</p> | <p>貸金業規制法 17 条 1 項は、貸金業者と資金需要者の紛争を防止する等の観点から、貸金業者に契約締結時の書面交付を義務づけ、その記載事項を定めるとともに、内閣府令において追加すべき記載事項を定めるべきことを規定しています。今回の改正は、このような 17 条 1 項の趣旨に沿って行うものであり、その委任の範囲を超えているとは考えておりません。</p> |
| <p>最高裁判決では利息制限法に違反する期限の利益喪失約款も 17 条に違反するとはしていないので、改正案のような規定を 17 条書面に盛り込むべきではない。法の委任の範囲を超えている。</p> | |
| <p>最高裁判決では利息制限法に違反する期限の利益喪失約款を記載しても 17 条に違反するとはしていない。今回の改正はあたかも利息制限法の超過部分を一律に無効として扱うのと同様であって不当。</p> | |
| <p>当事者が合意していない利息制限法上の解釈に基づく法律効果まで業者に記載を求めることになる。17 条 2 項 7 号の委任の範囲を逸脱し違憲、違法である。</p> | |
| <p>取引全体が利息制限法の範囲内でないと効力を有しないと誤解されるので、「支払期日に約定の元本又は利息制限法 1 条 1 項に規定する利息の制限額の範囲内の利息の支払を怠った場合に限り期限の利益を喪失する旨」と修正されたい。</p> | <p>改正案について、貴見のような誤解が生ずるおそれはないと考えています。</p> |
| <p>今回の改正により、債務者は制限利率の利息しか払わなくなりモラルハザードを招く。</p> | <p>債務者は、もとより利息制限法 1 条 1 項に規定する利率を超える利息を支払う義務はありません。</p> |
| <p>強制執行をうけた場合について期限の利益喪失特約が付されていた場合についても適用されるのは不適切ではないか。</p> | <p>本改正が適用されるのは、利息の支払いに関し、期限の利益の喪失の定めがある場合に限られます。</p> |
| <p>期限の利益喪失の定めには例えば仮差押を条件とするなど様々なものがあるので、「期限の利益の定めがある場合のうち、利息の支払に関するものについては」として、明らかにすべき。</p> | |

3. 施行期日、その他

| コメントの概要 | コメントに対する考え方 |
|---|---|
| <p>施行日前に締結された契約に基づき、施行日前に交付された書面については、今回の改正内容を踏まえた追加事項を記載する修正の必要がないことを明記すべきである。</p> <p>施行日前に締結された契約について、施行日以降に追加貸付けがなされた場合には適用されるのか。</p> | <p>本年1月13日の最高裁判決においては、貸金業規制法18条1項で受取証書に記載すべきとされている契約年月日、貸付けの金額などの記載を契約番号その他により代替できるとした規則15条2項は、法の委任の範囲を超え違法であるとされました。この点は今回の改正の施行日前後で変わるわけではありませんが、判決の趣旨を踏まえ、制度的対応を図るものです。</p> |
| <p>内閣府令の施行前に交付された17条書面や18条書面には、改正案にある文言(事項)を記載する必要があるか。また、内閣府令案の施行日前に締結された貸付契約に基づき、施行日以降に追加融資がなされた場合、17条書面、18条書面についても、それぞれ改正後の内閣府令が適用されるのか。</p> | <p>期限の利益の喪失の定めに関する追加の記載については、当該規定の施行日後に交付される17条書面(契約書面)等において、義務づけられます。</p> <p>なお、施行日前に締結された包括契約に基づき、施行日以降に個別の貸付けがなされた場合に交付される17条書面においては、期限の利益の喪失の定めがある場合、利息制限法1条1項に規定する利率の範囲においてのみ効力を持つ旨の記載が義務づけられます。18条書面については上述したとおりです。</p> |
| <p>今回の改正内容だけでは不十分であり、借主に理解できるように説明を求める必要がある。</p> | <p>今回は、交付書面等の記載事項につき改正を行うものです。借主に対する説明については、別途検討されるべき問題であると考えます。</p> |